



当

情

拟

2024.12.5

NO.440

外国人材受入れの総合支援機関JITCOをご活用ください

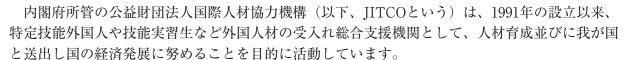
公益財団法人国際人材協力機構(JITCO:ジツコ)は、特定技能外国人や技能実習生など外国人材の受入れ総合支援機関として、外国人材受入れの各ステージにおいて、受入れ企業、特定技能制度における登録支援機関、技能実習制度における監理団体等に対し、各種サービスを提供しています。

JITCOの組織は、東京本部のほか、札幌、仙台、東京、長野、名古屋、大阪、広島、高松、福岡に 駐在事務所・事務室を配置しています。

2024年6月には、技能実習制度の見直しを内容とする育成就労法が成立しました。

本号では、JITCOの各種サービスや、技能実習、特定技能及び育成就労の制度(改正)の概要、中小企業による制度活用事例をご紹介します。

1. 国際人材協力機構(JITCO)とは



JITCOでは、外国人材受入れの各ステージにおいて、受入れ企業、特定技能制度における登録 支援機関、技能実習制度における監理団体等に対し、各種サービスを提供しています。

こんなことに悩んだら、

私たち JITCO にお任せください

外国人材を受け入れたいが 何から始めればよいのか?

お任せください

JITCO職員が、特定技能・技能実習制度の概要と、受け入れ手順について概略を説明いたします。

外国人材とコミュニケー ションがうまくいかない

お任せください

「わかりやすい日本語」話し方セミナーの受講により、日常会話や実習現場での指導にお役立ていただけます。 また、教材も提供しております。

制度も申請手続きも複雑 すぎるので支援がほ<u>しい</u>

お任せください

セミナーにて、制度の仕組みをご説明 します。また、各種申請書類の、 JITCOによる点検・提出・取次 サービスをご利用いただけます。

外国人材を送り出す国側 の事情を詳しく知りたい

お任せください

送出し国事情(職業紹介の申請に際 し必要となる各国関係法令など)や 送出機関に関する有益な情報をご提 供いたします。

制度が変わるようなので 最新情報を把握したい

お任せください

セミナーにて、特定技能・技能実習の 仕組みや基本ルール、また来る法改正 の概略について説明し、最新情報をお 伝えします。

外国人材が病気やケガを したらどうすればいい?

お任せください

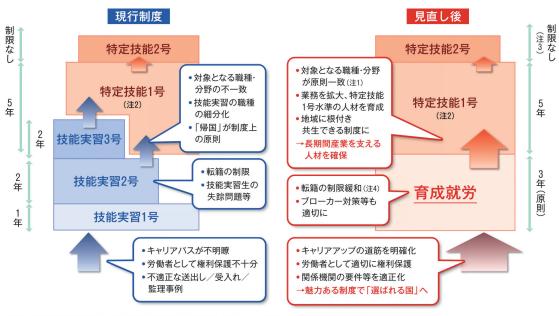
JITCOでは、外国人材のために 医療費の自己負担部分を補償する 「特定技能外国人総合保険」「技能 実生総合保険」制度を運営してい ます

支援サービスの詳細は、こちらをご覧ください▶ https://www.jitco.or.jp/ja/service/index.html



2. 「技能実習制度」「特定技能制度」ならびに制度改正(「育成就労制度」)の概要

制度見直しのイメージ図



- (注1) 育成就労制度の受入れ対象分野は特定産業分野と原則一致させるが、国内での育成になじまない分野は育成就労の対象外。
- (注2) 特定技能1号については、「試験ルート」での在留資格取得も可能。
- (注3) 永住許可につながる場合があるところ、永住許可の要件を一層明 確化し、当該要件を満たさなくなった場合等を永住の在留資格取消 事由として追加する。

(出典:出入国在留管理庁)

- (注4) 転籍の制限緩和の内容
 - ○「やむを得ない事情がある場合」の転籍の範囲を拡大・明確化するとともに、手続を 柔軟化。
 - ○以下を要件に、同一業務区分内での本人意向による転籍を認める。
 - ・同一機関での就労が1~2年(分野ごとに設定)を超えている
 - ・技能検定試験基礎級等及び一定水準以上の日本語能力に係る試験への合格
 - ・転籍先が、適切と認められる一定の要件を満たす

■技能実習制度

開発途上地域への技術等の移転を目的に、日本の労働現場で外国人を実習生として受け入れる制度です。対象は農業、建設、製造業など91職種167作業にわたり、特定の職能を学ぶ外国人に最長5年間の在留資格「技能実習」を付与しています。なお、本制度は労働力の需給調整手段として行われてはならないことに注意してください。

技能実習の適正な実施や実習生保護の観点から、監理団体(※)の許可制や技能実習計画の認定制が導入されています。我が国では2024年6月末時点で、約42万人の技能実習生が在留しています。

(※) 監理団体とは

技能実習生の監理事業に携わる営利を目的としない法人で、主に事業協同組合が担っています。受入れ企業は、実習実施者として監理団体の傘下組合員となります。実習実施者は技能実習生を、監理団体を窓口として受け入れます。JITCO賛助会員として活動している監理団体は全国約1,700あり、様々な賛助会員特典をご利用いただいています。特典のうち、各種申請書類や帳簿類の作成を支援する「JITCO総合支援システム (JITCOサポート)」は、監理業務全般の効率化に役立ちます。監理団体のひとつであるグローバル・ビジネス・アライアンス協同組合はこのシステムを使って行政の実地検査等に対応しています。

■特定技能制度

国内人材を確保することが困難である産業分野において、一定の語学力・専門性・技能を有する外国人を受け入れることを目的とする制度として、2019年に始まりました。16の特定産業分野を対象としており、通算5年が上限となる「特定技能1号」と、条件を満たせば、家族帯同ができる「特定技能2号」があります。技能実習制度では原則3年間は認められない<u>転職も可能</u>です。2024年6月末時点で、約25万人の特定技能外国人が働いています。

■育成就労制度

技能実習に代わる、人材育成及び人材確保の両方を目的とした外国人材受入れの新制度で、2027年までに施行される見通しです。対象は特定技能産業分野に一致させ、原則3年間の就労期間を、特定技能の前段階の育成期間と位置づけています。外国人材保護の観点から、技能実習制度と同様に、監理団体に代わる監理支援機関の許可制、技能実習計画に代わる育成就労計画の認定制が導入されます。また、技能実習制度では原則認められなかった転籍も条件つきで可能となる見通しです。



3. 外国人材受入れ事例と、JITCOの支援① ~初めての外国人材受入れ編~

■株式会社かねよし

〈20人超の外国人材が活躍〉

株式会社かねよし(埼玉県川口市、吉田竜一社長)は、創業75年余りの歴史を持つ金属加工の老舗企業です。取引先は1,000社を超え、多種多様な仕様の加工やロットの注文に、納期内に仕上げる現場力が強みです。経営者仲間から、言語の壁を超えて活躍している実習生の話を聞き、2018年から受入れを開始しました。現在、監理団体の川口商工会議所を通じて外国人技能実習生を6名受け入れており、特定技能外国人等も15名が現場で活躍しています。

川口商工会議所は、JITCO主催のオンラインセミナーや意見交換会にも参加するほか、送出機関に関する情報なども収集し、外国人材を受け入れる会員企業を支援しています。同社も、同商工会議所の情報を活用し、技能実習生や特定技能外国人を受け入れています。

〈社長の主体的な採用活動と実習生指導〉

受入れ開始に先立ち、同業他社からの情報収集を通じ、吉田社長は、技能実習生は手先が器用で日本社会への適応力が高く、しっかりと教育すれば大きな戦力になると感じました。

採用面接は、直接ベトナムへ赴きました。加工品の寸法や製品の数量管理など、同社業務には数字に強いことが重要であると考え、100マス計算を用いて集中力や数字の管理能力を確認しました。ベトナムでは、候補者の人物像に触れると共に、同国の発展状況を肌で感じたことで、実習生の活躍が期待できると確信したそうです。

吉田社長は、指導役の現場責任者と協議の上、<u>生産計画に基づいて、実習生がどのタイミングまでにどの程度のスキルを習得する必要があるかを逆算して、実習内容を決定</u>しました。現場責任者と協力して指導していく中で、社長自身も定期的に現場を巡回して声をかけ、実習生との信頼関係を築きました。生活面では、<u>監理団体と連携して居住環境の整備や、ゴミ出しや買い物の</u>仕方といった日本文化に関する指導も行い、快適な生活をサポートしています。

〈実習生の満足度向上へ 個々に向き合う〉

吉田社長は「日本での実習目的は人それぞれで異なるため、個々に向き合うことが大切」とし、「技能実習生からの要望に対して実現が難しい場合は、日本人同様に明確に伝えることが効果的である」と語っています。これまで失踪者が出ていないのはもちろんのこと、実習生の満足度が高いことがうかがえます。同社は今後も、企業の発展と共に技能実習生の活躍の場をさらに広げていく考えです。



常に外国人材とのコミュニケーション強化に気を配る吉田社長



4. 外国人材受入れ事例と、JITCOの支援② ~外国人材と共に成長する企業編~



■株式会社三栄金属製作所

〈技能実習生が事業拡大に貢献〉

創業50年を超える金属プレス加工業、株式会社三栄金属製作所(大阪市生野区、文敬作社長)は、2007年に技能実習生を受け入れて以降、外国人材と共に事業を発展させてきました。現在もグループ社員数約120人のうち、約50名の外国人材が在籍しています。

外国人材の安全と活躍なくして企業の成長は無いとして、文社長はさまざまな工夫を凝らしています。例えば、事故防止に向け正しい日本語コミュニケーションが行われるよう、「やさしい日本語」のコツや、無事故のために気を付けるべき事項を書き出したポスターを事務所壁面に貼っています。また、外国人材自身が組織のリーダーとなれるよう外部のリーダー育成研修に参加してもらい、後輩の実習生の指導にあたってもらっています。

このような取り組みの結果、技能実習を終え「特定技能」の在留資格で工場長を務める人や、 実習を終えたのち母国の大学を卒業し「技術・人文知識・国際業務(略称:技人国)」の在留資 格で戻ってきて管理職に就いた人、また2013年に操業したベトナム工場の副社長を務める元技能 実習生もいます。

〈優秀な人材を確保する循環を確立〉

ベトナム工場設立にあたっては、まず駐在事務所を立ち上げて現地調査を実施しましたが、元 技能実習生と共にベトナム経済を見極め、ビジネス成功の確からしさを実感できたことが事業成 功の要因です。今では<u>実習生の面接や入国前のインターンシップでも現地工場を活用</u>しており、 優秀な人材を確保する循環が生まれています。

文社長は「実習生のおかげで事業を拡大させることができました。養成講習やセミナー、地域情報交換会などJITCOのさまざまな支援のおかげで、制度を正しく理解・活用し、実習生の受入れが上手くいっています」と話しています。







写真左:文社長(右側)とベトナム人実習生(真ん中の2名) 写真中央・右:工夫を凝らした壁面掲示

5. JITCOのご相談窓口

■実習支援部相談支援課 TEL: 03-4306-1160 E-mailでのお問い合わせ kouhou@jitco.or.jp

お問い合わせフォームはこちら▶



https://ws.formzu.net/fgen/S477409799/

(執筆・出典:公益財団法人国際人材協力機構)

「経営情報」に関するご意見・ご要望等ございましたら、中小企業事業の窓口までお問い合わせください。公庫HP上では、経営情報やその他の公庫刊行物のバックナンバー(一部未掲載号有り)を閲覧いただけます(右記二次元コードからアクセス可能です)。



発行: 日本政策金融公庫 中小企業事業本部 顧客支援室 ホームページ https://www.jfc.go.jp/